(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　前条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

三　前条第三号ロの登録　研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

3　（略）

（建築物飲料水水質検査業の登録基準）

第二十七条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

ニ　（略）

四　（略）

（貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関）

第二十八条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第四号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　前条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

三　前条第三号ロの登録　研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

3　（略）

（建築物飲料水水質検査業の登録基準）

第二十七条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

ニ　（略）

四　（略）

（貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関）

第二十八条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第四号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）